

## こども発達支援センター青空

### 警報発令時の対応

- 1 箕面市において、暴風、暴風雨、大雨洪水、特別警報のいずれかの警報が発令されている場合の療育等の取り扱いは以下のとおりとします

- 午前 8時までに解除・・・療育等実施
- 午前 8時に発令中・・・午前の療育等は利用中止
- 午前11時に発令中・・・13時からの療育等は利用中止
- 午後 1時に発令中・・・15時からの療育等は利用中止

- 2 利用者の居住市町において、暴風、暴風雨、大雨洪水、特別警報のいずれかの警報が発令されている場合の療育等の取り扱いは以下のとおりとします

- 午前 8時までに解除・・・療育等実施
- 午前 8時に発令中・・・午前の療育等は利用中止
- 午前11時に発令中・・・13時からの療育等は利用中止
- 午後 1時に発令中・・・15時からの療育等は利用中止

### 3 その他

※大雨警報のみの場合、療育等は実施します

※研修および面談等についても療育等に準じて行います

※なお、解除された場合、受入体制が整えば、療育等を実施します

実施が困難と判断される場合には、利用予定者に個別に連絡を行います